

令和8年度脱炭素型循環経済システム構築促進事業  
(うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業)  
公募要領

令和8年4月  
環境省環境再生・資源循環局資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室

※本事業名にて複数の公募（メニュー）があるため、実施対象事業が申請を予定するものかについて御留意ください。

## 1. 事業の目的

環境省は、脱炭素化を進める観点から、従来の資源循環の取組から更に踏み込んだ資源の徹底活用を図るとともに、当該活用プロセスの省CO<sub>2</sub>化を図ることとしています。

特に、廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO<sub>2</sub>が占めており、カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックやリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠です。

本事業は、化石資源由来のプラスチックの代替素材について、試作品の製作・評価などの手法により、製造工程及びリサイクル工程等の省CO<sub>2</sub>化を図るとともに、従来リサイクルが困難であった複合素材プラスチック等に対するリサイクル技術・システムの高度化を図るなど、社会実装にむけた技術的課題を解決し、事業化に向けて必要な実証を行うものです。

令和8年度事業の実施主体については、下記のとおり募集しますので、応募に当たっては本要領を熟読していただくようお願いします。

## 2. 実施対象事業

実施対象事業は、次の①または②のいずれかに該当する事業であること。

①化石資源由来プラスチックを代替する省CO<sub>2</sub>型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業

実施対象事業は、次の1)～4)のいずれにも該当し、化石資源由来のプラスチックの代替素材普及に対する技術的課題の解決に向けた実証的な取組であることとします。

1) 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）を踏まえ、国内のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に資する事業であること。

- 2) 次の a～b の手法により、化石資源由来のプラスチックの代替を促進する事業であること。
  - a. 化石資源由来のプラスチックについて、原料をバイオマスに切り替えたプラスチック、紙やセルロース等の再生可能資源素材に置き換える。
  - b. 化石資源由来のプラスチックの成分について、原料をバイオマスに切り替えたプラスチック、紙やセルロース等の再生可能資源素材の割合を増加する。
- 3) 代替素材の社会実装を図るにあたり想定される技術的な課題の解決に資する実証を行う事業であること。
- 4) 実証終了後に代替素材をどのような用途で普及を図るかが明確である事業であること。

#### ②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO<sub>2</sub> 化実証事業

実施対象事業は、次の 1)～3) のいずれにも該当し、複合素材プラスチック等のリサイクル困難なプラスチックのリサイクル手法開発に対する技術的課題の解決に向けた実証的な取組であることとします。

- 1) 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）を踏まえ、国内のエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の削減に資する事業であること。
- 2) 現状ではリサイクル困難なプラスチック等をリサイクルするための技術的な課題を解決するための実証事業であること。（本事業においては、主たる目的が材料や化学原料等としての利用を対象とし、主たる目的が熱回収（サーマルリカバリー）であるものは対象外とする。）
- 3) 実証終了後に実証したリサイクルをどのように実施していくかが明確である事業であること。

### 3. 公募対象者

本事業の公募対象者は、以下の（1）～（7）のいずれかに該当する事業者とします。また、複数の事業者による共同提案も可能です。ただし、共同提案の場合、原則として、その主たる業務を行う事業者が代表事業者として一括して受託することとします。

- （1）民間企業
  - （2）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - （3）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
  - （4）大学
  - （5）国立、または、独立行政法人と認められる研究開発機関
  - （6）地方公共団体の研究開発機関
  - （7）その他支出負担行為担当官環境再生・資源循環局長が適当と認める者
- なお、委託費については、経理担当部局において管理等を行う必要があります。

#### 4. 事業費・予算・事業実施期間

##### (1) 事業費の対象

対象となる経費は、事業実施のために直接必要な費用であって下表に掲げる費目に該当するものとします。下表に示した費目に該当しない経費で、委託業務に直接必要な経費を計上する必要がある場合は、環境省担当官との協議が必要となります。詳細は、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針について」(以下、「基本方針」という。)をご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/000387544.pdf>

費目		内容
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。</li> <li>・人件費の算出にあたっては、日額単価を使用することを原則とする。原則として委託費の額の確定時においても同額の単価を用いるものとする。</li> <li>・仕様書等において算出方法等が指定されている場合にはそれによることとし、指定がされていない場合には、基本方針に規定する計算方法により算出するものとする。</li> </ul>
業務費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。</li> <li>・経費の算出にあたっては、仕様書等において「国家公務員の旅費等に関する法律」に準ずること等の指定がされている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。</li> <li>・出張が当該業務以外の業務と一連のものとなっており、当該業務以外の業務に係る経費が存在する場合は、当該業務に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、当該業務に係る経費のみを計上する。</li> <li>・受託者においては当該業務に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。</li> </ul>
	諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な検討委員会等に参加した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上する。</li> <li>・経費の算出にあたっては、仕様書等において謝金単価等が指定されている場合はそれによることとし、指定がされていない場合は受託者の内部規程等によることとする。</li> </ul>

費目	内容
設備備品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品の購入は原則認めない。</li> <li>・事業の実施に必要な機械器具類等はリースやレンタルにより調達すること。ただし再リースは不可とする。</li> </ul>
借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該業務を実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。</li> <li>・リース等により調達した物品は当該業務のみに使用することとし、(当該業務のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。)リース料等については、当該業務の業務期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。</li> <li>・リース期間を委託業務終了時またはそれ以前に満了するよう設定した場合において、その後の事情変更により受託者が委託業務終了後に継続使用することとなった場合には、その旨を環境省へ報告し、継続使用見込み期間のリース料相当額<sup>(※)</sup>を減額または返還することとする。</li> </ul> <p>※ 当初設定したリース期間に、継続使用見込み期間を加えたもの(この期間が法定耐用年数を上回る場合は法定耐用年数とする。)を新たなリース期間とみなし、これに基づいて算定した、継続使用見込み期間に係るリース料相当額</p>
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格が20万円未満の物品に係わる経費。</li> <li>・取得価格が20万円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品のことをいう(試薬、消耗実験器具、消耗部品、書籍雑誌、既製品のソフトウェア、試作品等)。</li> </ul>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。</li> <li>・計上する経費は業務委託期間中に使用した部数又は仕様書等により環境省に提出することを指定された部数のみとすること。</li> </ul>
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等)</li> <li>・通信運搬費として計上する経費は当該業務に直接必要であることが証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。</li> </ul>
光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。</li> <li>・光熱水費として計上する経費は当該業務に直接必要であること</li> </ul>

費目	内容
	<p>が証明することができるものとし、受託者において当該業務以外の業務でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。</p>
<p>会議費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。</li> <li>・会場の選定及び飲料等の購入に当たっては、必要以上に高価又は華美であったり、広さや個数が過剰になったりしないよう、出席者を確認し必要最小限度とすること。</li> </ul>
<p>雑役務費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務の主たる部分<sup>注1</sup>の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費（当該業務に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）<sup>注2</sup>を計上する。</li> <li>・ただし、契約案件1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内のものとし、範囲を超える場合には、外注費（再委託費）に計上すること。</li> </ul> <p>注1）「業務の主たる部分」とは、原則、仕様書等に記載されている委託業務を指すものである。</p> <p>注2）「付随して必要となる諸業務」とは、当該委託業務全体の目的達成や成果への影響が軽微であると、監督職員確認した業務を指すものである。なお、括弧内に例示した業務は、仕様書等の内容により「付随して必要となる諸業務」に該当しない場合があるため、必ずしも雑役務費として計上できるものではないことに注意すること。</p>
<p>外注費 （再委託費）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務を行うために必要な経費のうち、当該業務の主たる部分を実施するに際し、受託者が直接行うことのできない業務又は直接行うことが適切でないとする業務を外部に発注する経費とする。外注費（再委託費）は、原則として、契約締結時の直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の2分の1未満<sup>注1</sup>とする。</li> <li>・再委託を実施するにあたっては事前に再委託等承諾申請書（様式1）により再委託等の承認<sup>注2</sup>を得る必要がある（ただし、契約案件（変更契約含む）1件当たりの見積金額（契約見込額）（税込）が、予算決算及び会計令第99条に基づき随意契約ができる金額の範囲内である場合や仕様書等に再委託等の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性、業務に係る経費が明記されている場合は除く。）。</li> </ul> <p>注1）ただし、契約締結時又は業務実施期間中において、委託業</p>

費目	内容
	<p>務を適正に履行するため、高額な分析処理、電算処理、システム開発等を再委託等しようとする場合は、再委託等承諾申請書（様式1）に記載された項目により個別に判断し妥当性がある場合には、2分の1以上となることを認められる場合もある。</p> <p>注2）再委託等の事前承認について</p> <p>※1 再委託等承認申請は、契約書第5条に基づく行為であるため、契約締結日前に申請書を提出することはできない。</p> <p>※2 事前承認は、業務に係る責任の所在を明確にするとともに、粗雑な履行とならないよう把握するために必要であり、再委託等を行う合理的理由などを十分に審査された上で、適当であると判断される場合において、再委託等承諾書（様式2）により認められるものである。当該承認行為（当初の申請内容に変更が生じた場合も含む。）については、予算執行職員等の責任に関する法律及び同法施行令に基づき、支出負担行為担当官が任命した監督職員が行う場合がある。</p> <p>※3 再委託等しようとする業務の内容が、本業務における総合的企画や業務遂行管理業務である場合は認められない。</p>
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務を行うために必要な経費のうち、業務に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門などの管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で委託業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するもの。</li> <li>・一般管理費率は、受託者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。ただし、受託者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を算出する。</li> <li>・精算時においては、環境省が特別な理由があると認める場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を増加して精算することはできない。</li> </ul>
共同実施費	<p>当該業務について複数の事業者が強みを出し合って受託者と分担して業務内容の一部を“共同”で実施し、業務を履行するものであり、再委託等には該当しない。</p>
消費税	

なお、以下の費用は事業費の対象としない。

- ・特許の維持費や出願料、認証取得に係る費用

## (2) 予算

令和8年度については、当該年度の事業費の総額が5千万円程度となっており、外部有識者で構成される「プラスチック等資源循環システム構築実証事業評価審査委員会」（以下「評価審査委員会」という。）による評価を経て決定されます。翌年度以降の継続事業については、それぞれ当該年度の予算の範囲内において、評価審査委員会による評価を経て決定されます。

価格競争ではありませんが、可能な限り少ない予算で実施可能な計画の策定に努めてください。

## (3) 事業実施期間

原則として、2年度以内（各年度の事業実施期間については、翌年度に継続する事業は3月末日、最終年度は2月末日まで）とします。

複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に外部有識者から構成される評価審査委員会による評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。

なお、複数年度の事業の実施は、上記委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に行われるものとなります。

## 5. 選考

### (1) 選考方法

環境省において事前審査（書類審査）を行った上で、評価審査委員会において申請者からヒアリングを行い、採択事業を決定します。

おおよそのスケジュールは以下のとおりです。事前審査（書類審査）に合格した申請者のみ評価審査委員会に御出席頂き、申請内容の発表・質疑応答を受けて頂きます。事前審査（書類審査）の採否については、事務局より電子メールにて連絡します。なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。

- ・事前審査（書類審査） : 令和8年6月1日（月）～
- ・事前審査（書類審査）合格連絡 : 令和8年6月下旬（予定）
- ・評価審査委員会（面接審査） : 令和8年7月ごろ（予定）

### (2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行います。詳細は別添を御覧ください。

審査項目
① 課題設定の適切性※
② 実証手法・目標の妥当性
③ 実施計画・体制
④ 出口戦略と波及効果※
⑤ エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 排出削減量等環境負荷の低減
⑥ 経費の妥当性
⑦ 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組

※ 「2. 実施対象事業」①及び②毎に以下の観点を重視して評価を行いますので、内容を十分に御確認・御理解ください。

- ・事業①化石資源由来プラスチックを代替する省 CO<sub>2</sub> 型バイオプラスチック等（再生可能資源）への転換及び社会実装化実証事業

「バイオプラスチック導入ロードマップ」に示される導入の基本方針と整合しているか、もしくは導入の課題の克服が見込まれるかどうか。

「バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月策定）」：

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/bio/roadmap.html>

- ・事業②プラスチック等のリサイクルプロセス構築及び省 CO<sub>2</sub> 化実証事業

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）」の、特に、「2.（2）プラスチック資源の回収・リサイクルの拡大と高度化」、並びに「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」と整合しているかどうか。

「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（意見具申）（令和3年1月中央環境審議会）」：

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/115505.pdf>

「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針（令和4年1月告示）」：

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/kokuji\\_001.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/kokuji_001.pdf)

### （3）選考結果

選考結果は、令和8年8月（予定）以降に電子メールにて連絡します。

なお、採否の理由についてのお問い合わせには応じられません。また、採択された事業については、実施者名、事業概要などを公表します。さらに、選考結果によっては、採択金額の調整を行わせていただく可能性があるため、あらかじめ御了承ください。

## 6. 応募方法

### (1) 応募方法

申請書様式に必要な事項を記入の上、以下に示す申請書一式を電子データとしてE-mailにて提出してください。その際、法人名、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名は「【応募】プラスチック等資源循環システム構築実証事業」としてください。

申請書一式：① 申請様式  
② 事業概要スライド  
③ 添付書類（様式任意、必要に応じて提案事業の準備状況を示す資料や技術の補足説明資料など）

提出先：[plastic-circulation@env.go.jp](mailto:plastic-circulation@env.go.jp)

（環境省環境再生・資源循環局資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室）

#### <留意事項>

- ・応募できるファイルの最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルはメール 1 件の容量が 10MB 未満になるように分割して送付を行うか「環境省環境再生・資源循環局資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室」へ問い合わせてください。
- ・申請者側で用意した環境省担当官の承諾の無いファイルストレージなどでの提出は無効です。
- ・提出先にて申請書一式を受領した際には内容確認後に返信を行いますが、2 営業日程度しても返信がない場合は送受信ができていない可能性があります。その際は「環境省環境再生・資源循環局資源循環課 容器包装・プラスチック資源循環室」(TEL:03-5501-3153) へ電話にて問い合わせてください。

なお、環境省担当官又は評価審査委員会において審査上必要と判断した場合は、申請書一式に含まれていない資料の追加提出を求める場合があります。

### (2) 申請書受付期間

令和8年4月17日（金）～ 令和8年5月29日（金）17時（必着）

※事業の採択状況に応じて、追加公募を行う場合があります。

### (3) 公募に関する質問

任意様式にて、法人名、質問内容、担当者名、連絡先（電話番号、E-mail）を記載の上、件名を「【質問】プラスチック等資源循環システム構築実証事業」として、以下の提出先まで、E-mailにて提出してください。質問への回答は、提出者へE-mailもしくは電話により行います。

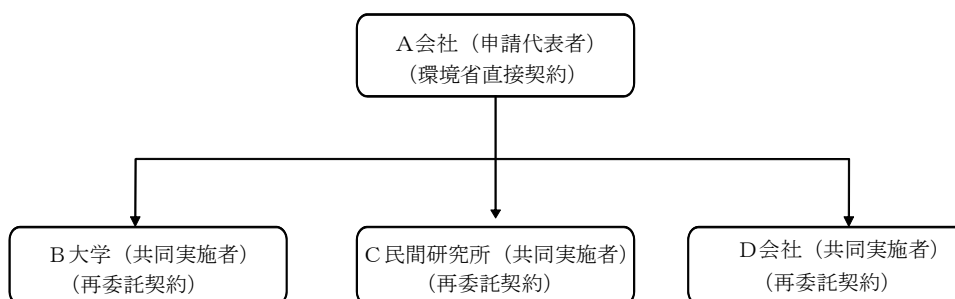
質問提出先：[plastic-circulation@env.go.jp](mailto:plastic-circulation@env.go.jp)

質問受付期間：令和8年4月17日（金）～令和8年5月1日（金）12時（必着）

## 7. 注意事項

### (1) 契約の形態、内容、金額等

申請は、3. の共同事業実施者のうち、全体の取りまとめを行う者として1者が代表して行うこととします。申請者は、事業の実施に当たり、環境省との委託契約の相手方となります。また、事業の共同実施者とは、申請代表者が再委託契約を締結します。なお、複数年度で実施する事業については、年度毎に委託契約、契約金額の確定・精算を行うこととします。



具体的な金額については、委託契約の事務段階で、事業計画を精査の上決定します。また、評価審査委員会による審査の結果、事業の熟度や具体性、事業実施に伴う効果等に応じて減額される場合もあります。従って、決定される契約金額は、応募者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではありません。また、審査の結果、事業計画の内容等の変更を条件として付す場合があります。

なお、採択通知から契約までは約2か月程度を要します（必要な手続きの進捗速度により前後）ので、こちらを踏まえて事業計画の作成及び経費算出を行うようにして下さい。

### (2) 特許権等の取扱い

特許権等の技術開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させることができます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

### (3) 委託費について

採択後、基本方針に基づき必要経費を算出し、環境省と委託契約を締結するとともに、各年度の事業終了後、同基本方針に基づいた精算報告、環境省による審査を

経て額の確定を行い、委託費の支払いが行われることとなります。

これに関し、委託業務に要する経費について、その他の経費と明確に区分するとともに、環境省担当官の指示に従い、契約額の内訳や精算等の経理に係る証拠種類を整理していただく必要があります。

(再掲)「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」:

<https://www.env.go.jp/content/000387544.pdf>

#### (4) 事業内容の発表等について

本事業で実施した内容については、本事業実施中、あるいは完了後に、環境省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、御了承ください。また、環境省担当官の求めに応じて、その後の事業進捗状況等、必要な情報等を提示いただく場合があります。なお、委託契約期間外の報告等に要する費用については、本業務の経費として支出することはできません。あわせて、事業報告書については環境省で公表することになります。

本事業の実施内容については、本事業期間、受託者において発表を行う場合には、公表内容について事前に環境省に必ず確認する必要があります。また、当該技術の開発・実証の内容・成果を一部でも活用する場合には、実施内容・成果の公表・活用・実用化・製品化等に当たっては、環境省への事前の報告を厳守してください。その際には、環境省「プラスチック等資源循環システム構築実証事業」で実施している又は同環境省事業の成果を活用している等の旨を、必ず一般にとって分かりやすい形でその都度明示する必要があります。他府省等を含む外部からの実施内容等に関する照会の際にも、回答をする前に事前に環境省に必ず確認する必要があります。

#### (5) 次年度以降の契約

委託契約は、単年度毎の契約となります。複数年事業として採択された場合にも、次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じた時は、本業務の内容の大幅な変更を行うことや、契約を締結しないことがあります。

#### (6) 事業実施年度中の評価・検証

事業実施年度中に、CO<sub>2</sub>削減効果等の環境負荷低減効果及び経済的及び技術的側面について外部有識者等による評価・検証を予定しています。現時点では、中間報告、最終報告及び必要に応じた現地確認を予定しています。

**令和8年度プラスチック等資源循環システム構築実証事業  
評価基準表**

評価項目	評価の観点	得点配分 (係数)
① 課題設定の適切性	○本事業の目的を的確に把握したうえで課題を設定しているか。 ○設定課題の解決について、技術的・政策的意義があるか。 ○設定課題に対しての事前検証が十分であるか。	20 (5)
② 実証手法・目標の妥当性	○課題解決に向けた実証手法や内容が明確に示されており、効率的・効果的であるか。 ○実証における目標が明確に設定されており、妥当な水準であるか。	20 (5)
③ 実施計画・体制	○事業の計画・スケジュールが具体的かつ実施可能なものであるか。 ○実施体制が事業内容に対して適切であるか。	15 (3.75)
④ 出口戦略と波及効果	○実証事業終了後の社会実装の確度がどの程度あるか。 ○社会実装時の普及量や品質がどの程度期待されるか。 ○技術の実証によって、構築されたプロセスが他方でも活用されるなど、波及効果が期待されるか。	15 (3.75)
⑤ エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出削減等環境負荷の低減	○社会実装によって実現されるCO <sub>2</sub> 排出量の削減効果、循環資源の循環的な利用の促進効果、エネルギー削減効果、及びその他の環境影響の低減効果がどの程度見込まれるか。 ○上記環境影響低減量に係る評価方法が妥当か。	15 (3.75)
⑥ 経費の妥当性	○見込まれる事業成果や実施内容との比較で経費が妥当なものか。	10 (2.5)
⑦ 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組	○2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定しているか。 ○デコ活に関する取組を行っているか。	5 (1.25)
合計		100
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採点は各項目につき、4点、3点、2点、1点、0点の5段階評価とする。</li> <li>・各項目の点数に係数を乗じて得点を算出する。</li> <li>・満点は100点とする。</li> </ul>		